

HP : <http://adieunpp.net/download/Sannkamoushikomi.html>

かたくり通信(仮称)

発行: 福井原発差止訴訟準備会 弁護士連絡先/ 笠原一浩弁護士
連絡先/ 中野(090-3292-9029) 〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
/ 松田(090-2037-9322) みどり法律事務所 (0770-21-0252)

原告、サポーター、弁護士の皆さんを結ぶ通信です。編集子の住む周囲にかたくりが美しく咲くことからこのような通信名としています。

長期の裁判にないそうです

・ 裁判準備の現状とお詫び、そして原告団会議の呼び掛け ・



中野 充

福井県でも「原発訴訟を」という思いで、訴訟準備中の笠原弁護士をMさんと訪ねたのは2月の初めだった。あれから、多くの仲間が集まって「福井原発差止訴訟準備会」が立ちあがり、さらに原告、会員の方が集まった。既に3カ月近くが過ぎた。当初から福井差止訴訟準備にかかわってきた世話人として、現在、訴訟は大きな岐路にあるということをお詫びを、原告、会員の方々に報告すると同時に、深くお詫びをしなければならない。

当初、「福井の全ての原発を差し止める」「再稼働を睨んで3月中、あるいは、もう少し遅れて提訴を予定」「差し止め仮処分訴訟を起こす」「滋賀の福井原発訴訟のやり方をモデルにする」「今回の仮処分訴訟は1~2年で終わる」ということを前提で、原告を募集してきた。

臍(ほぞ)を嚙むとはこのことかという思いだが、「福井の原発14基全ての原発を対象に訴訟を起こすことは、時間的にも、マンパワー的にも、ほとんど不可能ということが判ってきた。原発訴訟は、例え、原発1基でも、訴訟までには、半年以上かかるのが通常である。さらに、既に提訴された、滋賀の差し止め仮処分訴訟も、1・2年では終わりそうにない状況にあるようだ。原発訴訟は裁

判の中でも最も困難な裁判のひとつ(もんじゅ訴訟は20年かかった)であり弁護団は数十人体制が欲しいのだが、現在、弁護団には7名の方が孤軍奮闘しているだけである。この困難を克服すべく、弁護団の方も、大変な努力で訴訟形態そのものから検討を重ねているが、未だ裁判を戦う態勢さえ見通せていない。

様々な経過や再稼働をなんとか止めたいという強い思いなどがあつたが、当初掲げた裁判にほど遠い現状で、申し訳ないとしかいいようがない。

しかし、力不足なので身の丈にそって矛先をゆるめるかと問われれば、ゆるめるつもりはない。国、電力会社は大飯3・4号機再稼働へ着々と歩を進めている。福井県も新幹線延伸と抱き合わせで原発政策を進めるつもりでいる。とはいえ、福井県や周辺自治体の住民さらには国民の安全への疑念、不安、原発反対、原発廃止の声は、マスコミが報道を控えめにしている、覆い隠すことはできないほど強い。福島県民は、事故は収束どころか、被曝、放射の汚染、疑問だらけの除染、ウソやゴマカシの政策と情報操作による心の分断と、過酷な現実を強いられている。悲劇は新たな悲劇を生んでいる。一旦過酷事故になれば、その損害、

悲劇は、経済や日常生活の不便さとは比べものにはならない。

にもかかわらず、安全を無視し、しかも、原発なしでも電力が足りているといわれているにもかかわらず、関電の口先だけの電力不足を理由に、国は大飯3・4号機を再稼働させようとしている。痛苦なことだが、近い将来に膨大な数の人が死亡を含む健康被害になる可能性が高い。こんなことを、黙って見過ごすことは、断じてできない。再稼働を阻止するためにも、万が一、再稼働してしまったなら、何が何でも、運転停止させるためにも、裁判をあきらめるつもりは毛頭ない。

みなさん、私たちは一般庶民でしかない。弁護士さんも一般庶民。強大な、国や電力会社、原発プラントメーカー、財界、権力と資金で後押しされる学者、マスコミといった原子力村よりも、遙かに力は弱い存在だ。しかし、私たち庶民は、日々の労働に直結した科学と、利権とは無縁の良心をもっている。家族や、地域の人々、世界中の人々、先祖や子孫を愛する心を持っている。地域、自然や故郷を愛する心をもっている。地球を愛する心をもっている。同じ弱い立場の大勢の仲間がいる。さらに仲間を集めよう。長期戦になっても、裁判で困難を強いられても、その度に、仲間を増やし、さらに徹底抗戦する知恵と団結力をつけよう。再稼働に対しても、裁判・運動をあきらめることなく、抵抗する手段を考えよう。原発を止め、廃炉に持ち込もう。

当初とは違った裁判になりそうなことは、心からお詫びしなければならない。原告をおりという方がいる場合、原告費をお返ししなければならない。しかし、あきらめられない方に呼びかける。新たなステージで、裁判を戦い抜き、いっしょに運動を広げていきませんか。原告団で集まって、裁判のこと、運動の事、語り合いませんか。5月末か6月に原告団会議を予定しています。是非、参加され、原子力村への裁判という一撃をどうやって強いパンチにするかを、ぜひ、一緒に議論し

ようではありませんか！（これについては期日等が決定次第、再度連絡をさせていただきます）

原発があるかぎり、原発を司法の場で問い続け、同時に裁判と連動して社会運動としても告発し続けようではありませんか！

弁護団の現状と課題について

弁護士 笠原一浩

1 弁護団組織の拡大に向けて

現在、再稼働がどうなるかという緊迫した時期にあり、早く裁判を起こしてほしいと思っておられる方も多いと思います。準備が当初の予定より遅れており、必ずしもご期待に添えていないことをお詫びすると共に、弁護団の現状について申し上げます。

福井県内にも公害・環境問題に関心のある弁護士は少なくありませんが、原発に関する訴訟は、弁護士が必ずしも得意としない技術的な論点を多く含んでいます。そのため、少なくとも実働で10人以上の参加が必要ですが、現状では、まだ6～7名に過ぎません。そのため、まずは勉強会などの企画を行い、原発訴訟についての理解を深めて弁護団を拡大していきたいと思えます。

2 裁判の形態・見直しについて

裁判の形態としては、①電力会社に対する差し止め請求、②国に対する原発設置許可の無効確認を求める訴訟などが考えられます。地域によっては、③県知事に対して、安全協定に基づく同意をしないよう求める裁判も検討されているようです。

現時点の弁護団の見解としては、③については原発の安全性以外の法律的論点が多く、なかなか本題に入れられない可能性があることから、①②のいずれかを検討していますが、弁護団の人手不足もあって、現時点では結論を出すには至っておりません。弁護団の体制を構築し、法律面、技術面な

どの問題を検討した上で、なるべく早い時期に（秋ごろをめどに）、結論を出して提訴にこぎ着けたいと考えています。

3 原告の皆さんへのお願い

5月19日午後2時から、志賀原発差し止め訴訟での一審勝訴判決を獲得した岩淵正明弁護士（金沢弁護士会）を福井弁護士会・会議室にお招きして、原発訴訟の現状と課題に関する勉強会を行います。原告になりたい、訴訟をしたいと思っておられる皆さんにも勉強会に集まっていただき、訴訟への思いを集まった弁護士に伝えていただけると、弁護団拡大に向けた力になりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

また、訴訟を進める上では原子力工学・地震学をはじめとした専門家のアドバイスも必要となります。専門家のお知り合いがおられる方は、ぜひご紹介をお願いします。

当初の期待に必ずしも迅速に応えることができず申し訳ありませんが、何とぞご協力のほどよろしくをお願いします。



■参加弁護士さんの紹介■

以下、手弁当でこの訴訟への協力を表明している弁護士の方を紹介いたします。今回は4名です。

笠原 一浩 みどり法律事務所(敦賀市)
 島田 広 泉法律事務所(福井市)
 吉川 健司 泉法律事務所(福井市)
 鹿島 啓一 金沢税務法律事務所(金沢市)

*その他数名。現在拡大中です。

■世話人の自己紹介■

世話人は概ね10人程度います。数人ずつ自己紹介形式で紹介をさせていただきます。

●松田 正●

先の悲惨な戦争を二度も体験した世界の人々は、「世界人権宣言」を宣言した。人は生まれた時からみな平等であり、人種、民族、出身、性別その他の理由によって政治的経済的社会的に差別してはならない。

こんなことは当たり前で、誰でも「人権侵害はよくない」と知っているし、ほとんどの人は「自分は人権侵害はしていない」差別は嫌だし、差別を見れば憤慨する。それにもかかわらず、原発は人権侵害、差別なしでは成り立たない発電であることはあまり理解されていない。少しでも多くの人が原発に「ノー」と言える社会をめざしたい。

●渡利(わたり)興一郎●

私は福島で泥除けボランティアを約2ヶ月間体験しました。ある日、避難区域に入り余りに鮮烈な光景を目にしてから、私の方向は決定されました。「死の町」と言い、罷免された大臣がいましたが、彼は本当のことを言っていました。親しくなった被災者に案内してもらい、長期ボランティアの仲間と三人で行きましたが、我々二人のボランティアは期せずしてほぼ同時に「ゴーストタウン！」と叫んでいました。快晴の菜の花が咲く、のどかな日本の何処にでもある普段どおりの町並みですが、見えない放射能のせいで人の気配が全く無いのです。私は訳のわからない憤りが込みあげてきて、「こんなことは絶対許されることではない」と言っていました。その時から東北復興のため「東北の鬼」なるとおっしゃった東北の人に倣って、私は原発を断じて許さない「福井の鬼」になろうと誓いました。今、福島では普通に放射能測定器が設置され、人々は放射能の事を「ほうしゃ」と略して言います。それ程放射能が日常になり、赤ちゃんのミルク用の水さえも事欠き、大勢の人々が泣いています。家族離散や地域コミュニ

ティーの破壊が人間の「分断」としてエンドレスで襲っています。ほんとうに文字通り福島の人泣いています。私も泣いています。しかし私は泣きながら行動します。今福島で進行している様々な民主主義の破壊は、同じ日本に住む私の民主主義を破壊されることですから。長々と書きましたが、総ての元凶である原発をなくすため一緒に頑張りましょう。

●木下建一郎●

僕は、生まれた時から原発が稼働し、親よりも年上の世代が高速増殖炉「もんじゅ」に憎悪を向けるのを横目で見ていた世代です。しかし昨年3月11日の福島で起きた東電事故をきっかけに、原子力発電における不条理を目の当たりにしたことから、原発反対にシフトしました。

原発は専門技術者が語り、素人が意見を挟むことを許さない雰囲気があります。それを理由に足踏みしている方も多いことかと思えます。実際、国や電力会社の議論は、技術的な問題にクローズしていることから、僕にもその論点を完全に把握することはできません。しかしながら発電とともに吐き出される放射性廃棄物が何万年もの管理期間を必要とすること、材料であるウラン採掘から加工処理、そして発電現場に至るまで、非常に多くの方々に被ばくリスクをもたらすという点を考えれば、原子力をエネルギーとすることに賛同することができません。

今、世の中には原発に対する無関心が支配しているように見えます。それは市民一人一人が踏み出したところで何もできないという無力感が起因しているのではないかと、そうであるなら個人が関わることのできる原発反対運動があっただけではいか。こうした思いから原発反対の裁判に協力することにしました。皆さんとともに原発のない社会実現を目指したいと思えます。

◆関連イベント案内◆

・福井の原発を止めるための関連イベント・

★講演会「原発訴訟の現状と課題 - 福島の事態を受けての訴訟の見込み(仮題)」

主催：福井原発差止訴訟準備会弁護士有志

講師：岩淵 正明 弁護士

とき：2012年5月19日(土) 午後2時より

ところ：福井市宝永 4-3-1 三井生命ビル 7階

福井弁護士会

*参加費は無料です。また、駐車場がありませんので、各自対応をお願いいたします。

▼原発訴訟関連ニュースクリップ▼

・2012年1月以降の独断と偏見によるニュース・

1/5 関電・原電トップ福井県へ大飯3・4号機再稼働要請。

1/18 保安院、関電による大飯3・4号機ストレステスト一次評価を妥当と結論。

1/26 IAEA、大飯3・4号機を視察。保安院審査を「確認」。

1/31 IAEA、保安院に「ストレステストの方法はIAEAの安全基準と整合していることを確認」と伝える。

2/13 保安院、関電ストレステストの一次評価結果を「妥当」とする審査書を公表。

大飯3・4号機再稼働については「地元の理解や国民の信頼が得られているかを含め、最終的に政治レベルで判断する」「地元の理解という時に、首長や議会の意見は大きな要素になる」(藤村官房長官)。

2/17 「夏の電力自信がない(関電の全11基停止の場合)」、関電の豊松副社長。

2/20 高浜原発3号機の発電停止・定検により福井県内の全原発停止。1993年以降初めて。

2/23 福井県知事、牧野経産副大臣&神本文部科学政務次官に再稼働の必要性を明確にするよう求める。

2/27 保安院、大飯原発の保安検査開始(3月9日まで)。

2/29 関電など県内3電気事業者、若狭湾周辺の活断層を再検証した結果、連動考慮の必要なしと国に報告。

3/19 越前市会、大飯3・4号機の拙速な再稼働に反対する意見書を全会一致で可決。

3/22 おおい町、再稼働をめぐる要請書の趣旨採択を一転不採択に。「要請書提出者は脱原発や原発ゼロを掲げて活動しており、議会の考え方やスタンスと違う」(森内正美議員)。「陳情は提出団体の思想で判断すべきではなく、文面を中立的に吟味することが重要で趣旨採択すべき」(浜上雄一議員)。

3/28 保安院、大飯原発周辺の3つの活断層が連動した場合の揺れを760ガルとした関電の評価を妥当と結論。

4/2 枝野経産大臣、大飯3・4号機の再稼働には京都、滋賀の理解前提。これに対して河瀬敦賀市長「收拾つかぬ」。

4/3 首相および3閣僚(初回)、大飯3・4号機の再稼働に向けて暫定的な安全基準の作成を関電に指示。仙石氏、オブザーバー参加。

4/5 首相および3閣僚(2回目)、新安全基準をほぼ了承。

4/6 首相および3閣僚(3回目)、大飯3・4号機の再稼働に向けて協議。関電に中長期対策の工程表提出を指示。

4/9 首相および3閣僚(4回目)、大飯3・4号機の再稼働に向けて協議。安全性を確認。安全対策工程表は適切と判断。

河瀬全原協会長、規制庁早期設置を枝野経産大臣らへ要請。

4/12 京都・滋賀知事が大飯原発視察。嘉田知事、関電に対して立地並みの安全協定締結を求める。

4/14 枝野経産大臣来福。西川知事およびおおい町長と会談。仙石氏来福、党県連に協力求める。

4/15 枝野経産大臣、徳島での講演で「5月6日から一瞬ゼロになる」と発言。

4/16 県原子力安全専門委員会。「格納容器のSGなど一次系で亀裂が発生した場合、どういう対応が取れるのか。今回の基準には入っていない」(中川委員長)。

4/18 県原子力安全専門委員会、大飯3・4号機再稼働について同発電所を視察。「深刻な事故が起こった場合でも安全側に制御できると確認できた」(中川委員長)。

4/23 大飯3・4号機再稼働めぐり京都・滋賀知事が牧野経産副大臣と会談。「非常に厳しいレベルの電力不足に直面する」(牧野氏)。

4/24 おおい町会全協にて、保安院および関電が「新基準」説明。保安院の森下泰地域原子力安全統括管理官は、冒頭「福島事故では国として対応に失敗し、原子力災害に発展させてしまった。おおい町にも不安を与えて申し訳ない」と謝罪

福井県西川知事、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働めぐり関西圏の首長が慎重姿勢を示していることに対し「政府がしっかり説明して物事を収めることが大事」と述べ、政府の責任ある対応を求めた(記者会見にて)。

4/25 福井県原子力安全専門委員会にて原発安全向上対策求める意見多数。過酷事故を防ぐ最終手段として原子炉に直接注水する手段について、委員は「複数の弁を手動で開くには何人くらい必要で、どれくらいの時間がかかるのか」と質問。関電は「(注水)ラインの確認はしたが、訓練まではしていない」と答え、確実に実施できるか十分な検討がされていないことが明らかになった。

4/26 おおい町再稼働住民説明会。不安の声続出。大飯原発、安全対策などに対し、時岡町長は「反対意見がはっきりと大きく出るのが説明会の特徴。疑問点や後ろ向きの意見はもっともで、国や県が十分斟酌してもらい、積極的な安全対策を取って

もらいたい」と語った。町長は今後、町会の意見や2基の安全性を検証している県原子力安全専門委員会の結論を踏まえて判断し、西川一誠知事に町の意思を伝える見通し。知事は県会での議論なども参考に地元として最終判断する。柳沢副大臣は、説明会前に大飯原発を自ら視察したと明かした上で、新たな安全基準の内容などを説明。「福島第1原発事故のような津波、地震が来ても炉心損傷は起こさない」と繰り返し訴えた。再稼働しなければ今夏の関西の電力需給が切迫する点も強調した。説明会に先立ち、町議らが同体育館で副大臣と意見交換。原発停止で影響を受ける町などへの経済的支援を求めた。

原発停止でも電源交付金を一定保証 経産副大臣がおおい町議会に約束。柳沢副大臣は、運転停止により町財政に影響が生じる2013年度以降の発電量に応じた電源3法交付金について、停止していても設備能力の8割分を交付する「みなし規定」を適用し、交付額を一定程度保証すると約束。

4/27 枝野経産大臣、今夏の計画停電について「極力避けたいが可能性は否定できない」との考えを示した(記者会見にて)。

♡会計報告とお願い♡

準備会への100人を超える方々からの財政的支援に感謝申し上げます。以下簡単ですが、会計の状況報告と今後のお願いをさせていただきます。

① 収入支出状況

4月28日現在での収入支出状況は以下のとおりです。

◆収入 1,188,934円(ただし、うち原告分の費用は480,000円(つまり48人分)。

◆支出 80,220円(切手代、ゴム印、打ち合わせ・情報収集のための諸費用等)

② 今後に向けてのお願い

◆原告の皆さんへ

まずはお詫びなのですが、支援をお願いするリーフレットの説明が不十分で、原告の方には1万5千円を支援していただきたいという心積もりでした。1万円を払っていただいた方には決して強制ではありませんが残金5千円、また原告に申し込みをいただいて、振込みがまだの方には1万5千円を下記の口座にお振り込みいただければ有り難く存じます。

◆原告を含む全支援者の皆さんへ

世話人は当然に手弁当であり、弁護士さんたちも実質手弁当(もしくは大幅な持ち出し)での活動となります。しかし裁判は長期戦になる可能性が高く、また専門家の方々からのアドバイスや知恵を拝借したり(場合によっては証人に立っていただいたり)、さらに裁判を支援し、深めるための学習会の展開も考えていかなければなりません。様々な形でのイベント等への参画(遠方で参画が困難な方はせめてご意見だけでもお寄せください・・・それが私たちの力になるので)や継続的な財政的支援を切にお願いする次第です。

▼ゆうちょ銀行振込口座番号：00760-6-108539

口座名称：福井原発差止訴訟を支える会▼

*会計も不手際、間違いも出てくるかと思えます(原発ほど致命的な事態に至らなくとも)。会費・会計等についてのご質問は遠慮なさらずに会計担当の小野寺恭子(電話：0776-98-3805。できましたら夜の7時過ぎ)までご連絡をください。

◆編集後記◆

原発はエネルギー問題でも経済問題でもない。基本的には人間のエゴイズムや差別が構造化されている問題だと思うのです。福井の田舎で自己満足のきらいはありますが、静かに多少ともエコロジカルな生活をしようと思っていたのに、そうもいかないようです。しばらく下手くそな紙面編集におつきあいくださいませ。原告を含めて全支援者からの熱い思い、質問、意見、実践していること等の情報をお待ちしています。本紙に反映したいと思います。(KO)